○大阪府立消防学校条例

昭和二十四年一月十日

大阪府条例第二号

改正　昭和二七年三月三一日条例第八号

昭和三三年三月三一日条例第六号

昭和三四年一〇月一六日条例第四二号

昭和三八年三月二七日条例第一一号

昭和四三年一〇月一八日条例第三三号

平成一八年一〇月三一日条例第九〇号

本府会の議決を経て〔大阪府消防訓練所条例〕を、次のように定める。

大阪府立消防学校条例

（昭二七条例八・昭三四条例四二・改称）

（設置）

第一条　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第五十一条第一項の規定により、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うため、大阪府立消防学校（以下「学校」という。）を大東市平野屋一丁目に設置する。

（昭二七条例八・昭三四条例四二・昭三八条例一一・昭四三条例三三・平一八条例九〇・一部改正）

（委任）

第二条　この条例に定めるもののほか、学校に関し必要な事項は、知事が定める。

（平一八条例九〇・全改）

附　則

この条例は、昭和二十三年三月七日から適用する。

附　則（昭和三四年条例第四二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三八年条例第一一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四三年条例第三三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成一八年条例第九〇号）

この条例は、公布の日から施行する。